

**職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、  
募集受託者、労働者供給事業者等が均  
等待遇、労働条件等の明示、求職者等の  
個人情報取り扱い、職業紹介事業者の  
責務、募集内容の的確な表示等に関して  
適切に対処するための指針の一部を改正  
する告示案要綱**



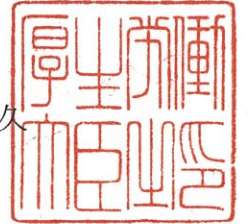
厚生労働省発職派0527第2号

平成28年5月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱（別紙1）



職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱

第一 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部改正

一 再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項として次の内容を追加すること。

(一) 事業主の依頼に応じて、その雇用する労働者に対し再就職支援を行う職業紹介事業者（以下「再就職支援事業者」という。）が、直接当該労働者の権利を違法に侵害し、又は当該事業主による当該労働者の権利の違法な侵害を助長し、若しくは誘発する次に掲げる行為を行うことは許されないこと。

ア 当該労働者に対して、退職の強要（勸奨を受ける者の自由な意思決定を妨げる退職の勸奨であつて、民事訴訟において違法とされるものをいう。以下同じ。）となり得る行為を直接行うこと。

イ 退職の強要を助長し、又は誘発するマニュアル等を作成し事業主に提供する等、退職の強要を助

長し、又は誘発する物又は役務を事業主に提供すること。

(二) 再就職支援事業者が次に掲げる行為を行うことは不適切であること。

ア 当該労働者に対して、退職の勧奨（退職の強要を除く。）を直接行うこと。

イ 事業主に対して、その雇用する労働者に退職の勧奨を行うよう積極的に提案すること。

二 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関する事項として次の内容を追加すること。

雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第一号イ<sup>(4)</sup>等の規定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定めることとされている条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守すること。

## 第二 適用期日

この告示は、平成二十八年六月一日から適用するものとする。